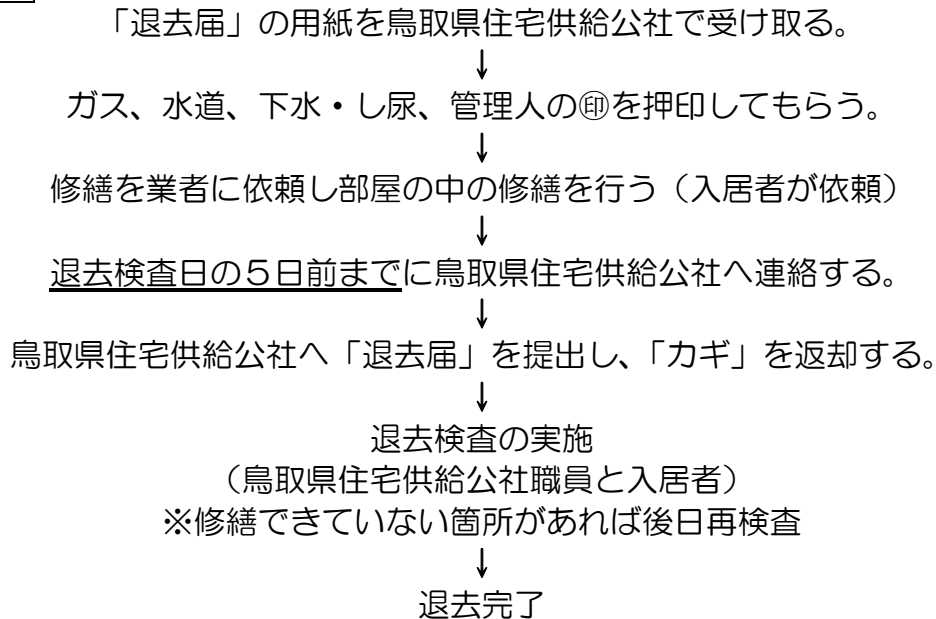


退去手続きについて

退去の流れ



退去時の確認事項

1. 退去届の必要事項を記入し、各精算確認印、管理人印が揃ったものを鍵と一緒に提出してください。家賃は鍵返却日までかかるものとし、日割で1円単位まで計算します。
2. 管理人さん、水道管理人さんへは事前に連絡し、退去する旨を伝えておいてください。退去届の印を退去日に突然もらいに行かされると、管理人さんに会えず退去日が伸びてしまう等のトラブルの元になります。
3. 部屋の中及び物置の荷物は鍵を返していただく前に完全に搬出してください。ご自身で取り付けられたエアコン・網戸・カーテンレール等も撤去してください。また、模様替えを行われた方は、自費で撤去し、原型に復していただきます。（模様替えを行われた部分の撤去等については、事前にご相談ください。）
4. 修繕の依頼は入居者で直接業者に依頼して行ってください。畳替え、^{ふすま}襖の張替え等に係る修繕は入居者で行ってください。入居毎に畳と襖は新しく替えてありますので、退去時も次の方に気持ちよく入居していただくため、年数や痛み具合にかかわらず、畳は表替え、襖は張り替えをお願いしております。また、その他故意又は過失により破損されたものなどについても修繕していただきます。もし修繕箇所が不明な場合は事前に鳥取県住宅供給公社にお問い合わせいただき、立会いにて修繕箇所の指定を受けてください。（事前に荷物は全て搬出しておいてください。）
5. 敷金は、住宅を明け渡した後にお返しします。ただし、家賃や駐車場使用料に未納がある場合、その額を差し引いてお返しすることになります。なお、敷金の返還は、退去後ある程度の日数を要します。
（敷金をお支払いされた領収書は、大切に保管してください。）